

厚生労働省発基安0327第1号

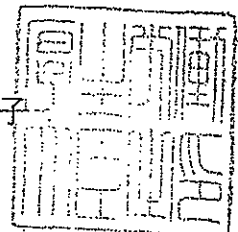
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成24年3月27日

厚生労働大臣 小宮山 洋子



有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 多様な発散防止抑制措置の導入

一 有機溶剤中毒予防規則の一部改正

(一) 事業者は、第五条（第一種有機溶剤等及び第二種有機溶剤等に係る設備）の規定にかかわらず、(四)の発散防止抑制措置（有機溶剤の蒸気の発散を防止し、又は抑制する設備又は装置を設置することその他措置をいう。）に係る許可を受けるために(四)の有機溶剤の濃度の測定を行うときは、次の措置を講じた上で、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができるものとする。

1 次の事項を確認するのに必要な能力を有すると認められる者のうちから確認者を選任し、その者に、あらかじめ、次の事項を確認させること。

イ 当該発散防止抑制措置により有機溶剤の蒸気が作業場へ拡散しないこと。

ロ 当該発散防止抑制措置が有機溶剤業務（有機溶剤を入れたことのあるタンクの内部におけるものを除く。以下同じ。）に従事する労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害を当該措置により

生ずるおそれのないものであること。

2 当該発散防止抑制装置に係る有機溶剤業務に従事する労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させること。

(二) 事業者は、(一)2により労働者に送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置しなければならぬものとする。

(三) 労働者は、(一)2の保護具を使用しなければならぬものとする。

(四) 事業者は、第五条の規定にかかわらず、発散防止抑制措置を講じた場合であつて、当該発散防止抑制措置に係る作業場の有機溶剤の濃度の測定(当該作業場の通常の状態において、労働安全衛生法(以下

「法」という。)第六十五条第二項(作業環境測定基準)及び作業環境測定法施行規則第三条の規定に準じて行われるものに限る。)の結果を第二十八条の二第一項(作業環境評価基準)の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講ずることにより、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができるものとする。

(五) (四)の許可を受けようとする事業者は、発散防止抑制措置特例実施許可申請書に申請に係る発散防止抑制措置に関する次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないものとする。

1 作業場の見取図

2 当該発散防止抑制措置を講じた場合の当該作業場の有機溶剤の濃度の測定の結果及び第二十八条の二第一項（作業環境評価基準）の規定に準じて当該測定の結果の評価を記載した書面

3 (一) 1の確認の結果を記載した書面

4 当該発散防止抑制措置の内容及び当該措置が有機溶剤の蒸気の発散の防止又は抑制について有効である理由を記載した書面

5 その他所轄労働基準監督署長が必要と認めるもの

(六) 所轄労働基準監督署長は、(五)の申請書の提出を受けた場合において、(四)の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならないものとする。

(七) (四)の許可を受けた事業者は、(五)の申請書及び書類に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないものとする。

- (八) (四)の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第二十八条第二項の作業環境測定の結果の評価が第二十八条の二第一項（作業環境評価基準）の第一管理区分でなかったとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならないものとする。
- 1 当該評価の結果について、文書で、所轄労働基準監督署長に報告すること。
 - 2 当該許可に係る作業場について、当該作業場の管理区分が第一管理区分となるよう、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずること。
 - 3 1及び2に定めるもののほか、事業者は、当該許可に係る作業場については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- (九) (四)の許可を受けた事業者は、(八)2の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該許可に係る作業場について当該有機溶剤の濃度を測定し、及びその結果の評価を行い、並びに当該評価の結果について、直ちに、文書で、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないものとする。
- (十) 所轄労働基準監督署長は、(四)の許可を受けた事業者が(八)1及び(九)の報告を行わなかったとき、(九)の評

価が第一管理区分でなかったとき並びに(四)の許可に係る作業場についての第二十八条第二項の作業環境測定の結果の評価が第二十八条の二第一項(作業環境評価基準)の第一管理区分を維持できないおそれがあると認めるときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

二 鉛中毒予防規則の一部改正

- (一) 事業者は、第五条から第十三条まで及び第十九条(鉛業務に係る設備)の規定にかかわらず、(四)の発散防止抑制措置(鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する設備又は装置を設置することその他の措置をいう。)に係る許可を受けるために(四)の鉛の濃度の測定を行うときは、次の事項を確認するのに必要な能力を有すると認められる者のうちから確認者を選任し、その者に、あらかじめ、次の事項を確認させた上で、鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができるものとする。
- 1 当該発散防止抑制措置により鉛等又は焼結鉍等の粉じんが作業場へ拡散しないこと。
 - 2 当該発散防止抑制措置が鉛業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害を当該措置により生ずるおそれのないものであること。

(二) 事業者は、(一)の発散防止抑制措置に係る鉛業務に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならないものとする。

(三) 労働者は、(二)の呼吸用保護具を使用しなければならないものとする。

(四) 事業者は、第五条から第十三条まで及び第十九条の規定にかかわらず、発散防止抑制措置を講じた場合であつて、当該発散防止抑制措置に係る作業場の空気中における鉛の濃度の測定（当該作業場の通常の状態において、法第六十五条第二項（作業環境測定基準）及び作業環境測定法施行規則第三条の規定に準じて行われるものに限る。）の結果を第五十二条の二第一項（作業環境評価基準）の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講ずることにより、鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができるものとする。

(五) (四)の許可を受けようとする事業者は、発散防止抑制措置特例実施許可申請書に申請に係る発散防止抑制措置に関する次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないものとする。

1 作業場の見取図

- 2 当該発散防止抑制措置を講じた場合の当該屋内作業場の空気中における鉛の濃度の測定の結果及び第五十二条の二第一項（作業環境評価基準）の規定に準じて当該測定の結果の評価を記載した書面
- 3 (一)の確認の結果を記載した書面
- 4 当該発散防止抑制措置の内容及び当該措置が鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散の防止又は抑制について有効である理由を記載した書面
- 5 その他所轄労働基準監督署長が必要と認めるもの
- (六) 所轄労働基準監督署長は、(五)の申請書の提出を受けた場合において、(四)の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならないものとする。
- (七) (四)の許可を受けた事業者は、(五)の申請書及び書類に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないものとする。
- (八) (四)の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第五十二条第一項の作業環境測定の結果の評価が第五十二条の二第一項（作業環境評価基準）の第一管理区分でなかったとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならないものとする。

1 当該評価の結果について、文書で、所轄労働基準監督署長に報告すること。

2 当該許可に係る作業場について、当該作業場の管理区分が第一管理区分となるよう、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずること。

3 1及び2に定めるもののほか、事業者は、当該許可に係る作業場については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

(九) (四)の許可を受けた事業者は、(八)2の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該許可に係る作業場について空气中における当該鉛の濃度を測定し、及びその結果の評価を行い、並びに当該評価の結果について、直ちに、文書で、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないものとする。

(十) 所轄労働基準監督署長は、(四)の許可を受けた事業者が(八)1及び(九)の報告を行わなかったとき、(九)の評価が第一管理区分でなかったとき並びに(四)の許可に係る作業場についての第五十二条第一項の作業環境測定の結果の評価が第五十二条の二第一項（作業環境評価基準）の第一管理区分を維持できないおそれ

がある」と認めるときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

三 特定化学物質障害予防規則の一部改正

(一) 事業者は、第四条第三項及び第五条第一項（第二類物質の製造等に係る設備）の規定にかかわらず、

(三)の発散防止抑制措置（第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散を防止し、又は抑制する設備又は装置を設置することその他の措置をいう。）に係る許可を受けるために(三)の第二類物質のガス、蒸気又は

粉じんの濃度の測定を行うときは、次の措置を講じた上で、第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができるものとする。

1 次の事項を確認するのに必要な能力を有すると認められる者のうちから確認者を選任し、その者に、あらかじめ、次の事項を確認させること。

イ 当該発散防止抑制措置により第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが作業場へ拡散しないこと。

ロ 当該発散防止抑制措置が第二類物質を製造し、又は取り扱う業務（臭化メチル等を用いて行う燻

蒸作業を除く。以下同じ。）に従事する労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害を当該措置

により生ずるおそれのないものであること。

2 当該発散防止抑制措置に係る第二類物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

(二) 労働者は、事業者から(一)2の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならないものとする。

(三) 事業者は、第四条第三項及び第五条第一項の規定にかかわらず、発散防止抑制措置を講じた場合であつて、当該発散防止抑制措置に係る作業場の第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの濃度の測定（当該作業場の通常の状態において、法第六十五条第二項（作業環境測定基準）及び作業環境測定法施行規則第三条の規定に準じて行われるものに限る。）の結果を第三十六条の二第一項（作業環境評価基準）の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講ずることにより、第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができるものとする。

(四) (三)の許可を受けようとする事業者は、発散防止抑制措置特例実施許可申請書に申請に係る発散防止抑制措置に関する次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないものとする。

1 作業場の見取図

2 当該発散防止抑制措置を講じた場合の当該作業場の第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの濃度の測定の結果及び第三十六の二第一項（作業環境評価基準）の規定に準じて当該測定の結果の評価を記載した書面

3 (一) 1の確認の結果を記載した書面

4 当該発散防止抑制措置の内容及び当該措置が第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散の防止又は抑制について有効である理由を記載した書面

5 その他所轄労働基準監督署長が必要と認めるもの

(五) 所轄労働基準監督署長は、(四)の申請書の提出を受けた場合において、第一項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならないものとする。

(六) (三)の許可を受けた事業者は(四)の申請書及び書類に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないものとする。

- (七) 第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第三十六条第一項の作業環境測定の結果の評価が第三十六条の二第一項（作業環境評価基準）の第一管理区分でなかったとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならないものとする。
- 1 当該評価の結果について、文書で、所轄労働基準監督署長に報告すること。
 - 2 当該許可に係る作業場について、当該作業場の管理区分が第一管理区分となるよう、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずること。
 - 3 1及び2に定めるもののほか、事業者は、当該許可に係る作業場については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- (八) (三)の許可を受けた事業者は、(七)2により措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該許可に係る作業場について当該第二類物質の濃度を測定し、及びその結果の評価を行い、並びに当該評価の結果について、直ちに、文書で、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないものとする。
- (九) 所轄労働基準監督署長は、(三)の許可を受けた事業者が(七)1及び(八)の報告を行わなかったとき、(八)の評

価が第一管理区分でなかったとき並びに(三)の許可に係る作業場についての第三十六条第一項の作業環境測定の結果の評価が第三十六条の二第一項(作業環境評価基準)の第一管理区分を維持できないおそれがあると認めるときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

第二 作業環境測定の評価結果等の労働者への周知

一 有機溶剤中毒予防規則の一部改正

(一) 事業者は、第二十八条の二第一項(作業環境評価基準)の規定による評価の結果、第三管理区分に分された場所については、新たに、同条第二項の規定による作業環境測定結果の評価の記録、第二十八条の三第一項の規定に基づき講ずる評価の結果に基づく措置及び当該措置の効果を確認するために行う評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければならないものとする。

1 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

2 書面を労働者に交付すること。

3 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(二) 事業者は、第二十八条の二第一項（作業環境評価基準）の規定による評価の結果、第二管理区分に区分された場所については、新たに、同条第二項の規定による作業環境測定結果の評価の記録及び第二十条の四第一項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければならぬものとする。

1 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

2 書面を労働者に交付すること。

3 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

二 鉛中毒予防規則の一部改正

(一) 事業者は、第五十二条の二第一項（作業環境評価基準）の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、新たに、同条第二項の規定による作業環境測定結果の評価の記録、第五十二条の三第一項の規定に基づき講ずる評価の結果に基づく措置及び当該措置の効果を確認するために行う評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければならぬものとする。

1 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

2 書面を労働者に交付すること。

3 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(二) 事業者は、第五十二条の二第一項（作業環境評価基準）の規定による評価の結果、第二管理区分に区分された場所については、新たに、同条第二項の規定による作業環境測定結果の評価の記録及び第五十条の四第一項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければならぬものとする。

1 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

2 書面を労働者に交付すること。

3 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

三 特定化学物質障害予防規則の一部改正

(一) 事業者は、第三十六条の二第一項（作業環境評価基準）の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、新たに、同条第二項の規定による作業環境測定結果の評価の記録、第三十六条の三第一項の規定に基づき講ずる評価の結果に基づく措置及び当該措置の効果を確認するために行う評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければならないものとする。

1 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

2 書面を労働者に交付すること。

3 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(二) 事業者は、第三十六条の二第一項（作業環境評価基準）の規定による評価の結果、第二管理区分に区分された場所については、新たに、同条第二項の規定による作業環境測定結果の評価の記録及び第三十条の四第一項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければならないものとする。

1 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

2 書面を労働者に交付すること。

3 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第三 施行期日等

一 この省令は、平成二十四年七月一日から施行すること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。